

つくば市監査公表第3号

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年3月2日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷大蔵

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査の実施期間

令和3年(2021年)10月14日から令和4年(2022年)2月28日まで

第4 監査の対象

所管課 市民部市民活動課

補助団体 つくば市更生保護連合会

第5 監査の範囲

令和2年度の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

(1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。

(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。

(3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

(1) 補助対象事業は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。

(2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

(3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

令和2年度つくば市更生保護連合会補助金

2 補助金の交付目的

犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、犯罪のない
明るい地域社会を目指すことを目的とする。

3 補助対象事業

(1) 犯罪予防のための活動及び青少年非行防止活動

(2) 保護司及び更生保護女性会の連携及び情報交換

(3) 更生保護活動を円滑に推進するための研究会及び講習会の開催

(4) その他目的達成のために必要と認められる活動

4 補助対象経費

(1) 旅費

(2) 消耗品費

(3) 印刷製本費

(4) 手数料

(5) 通信費

(6) 使用料及び賃借料

5 補助金額

650,000 円

第8 補助団体の概要

- 1 名称 つくば市更生保護連合会
- 2 組織の構成（令和3年4月1日現在）

会長	1名
副会長	2名
理事	14名
会計	1名
監事	2名

第9 監査結果

監査の結果、以下の注意事項のとおり、一部に改善又は検討を要する事務処理が見られたが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

【注意事項】

(補助団体)

- 1 領収書について、明細書の添付がないものが見受けられた。領収書の明細書は、所管課で実績報告書の確認をする際に補助金を何に使用したのかを明確にする基礎資料となるため、今後は、領収書に購入した内容がわかる明細書を添付されたい。
- 2 出納簿について、現金の出納と預金の出納をまとめて「出納簿」として記帳しているため、日付の誤りが生じてしまっている箇所が見受けられた。誤りを防ぐためにも、今後は現金出納簿と預金出納簿をそれぞれ分離して作成

し、適正に管理されたい。

(所管課)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で団体の事業計画に大幅な変更が生じ、所管課は補助団体からの相談を受け協議の上、補助団体は代替事業を行っていたが、本来は、決定した事業内容に変更が生じた場合には、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）第12条の2の規定に従い、速やかに補助事業等変更申請書を提出させ、その承認を行わなければならない。

今後は、つくば市補助金等交付適正化規則にのっとり適正に執行されたい。